

令和7年度稲敷市ヨアトミ奨学生募集要項

稲敷市教育委員会

稲敷市教育委員会では、経済的理由によって大学院等への進学が困難な学生を対象とした奨学生を募集いたします。

第1 募集概要

1 出願者の資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当すること。ただし、家計基準を超えていても申込者が募集人員に満たない場合は、奨学生選考審査会で協議し、採用になる場合もございます。

- (1) 現在稲敷市内に居住している者の子弟であること
- (2) 健康で修学に十分耐えうること
- (3) 人物・学業ともに優れ就学意欲が高いこと（学力基準）
- (4) 学資の支弁が困難と認められること（家計基準）
- (5) 令和7年度に次のいずれかに該当すること

ア 大学院（博士課程及び修士課程）に在学する者

イ 大学の医学に関する学科に在学する者

ウ 大学の歯学に関する学科に在学する者

エ 大学の薬学の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）に在学する者

※他の奨学金との併給可

2 募集人員・貸与月額及び貸与期間（無利子で貸与）

区 分	募集人員	貸与月額	貸 与 期 間
① 大学院在学 ② 大学（医学・歯学・薬学に限る。）在学	6人	10万円以内の 希望額 (1万円単位)	在学する学校の正規の修業期間のうち 最短の残修業期間 (令和7年4月分から貸与)

3 出願手続

出願者は、奨学生願書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて教育政策課に提出してください。

4 出願書類

- (1) 奨学生願書（出願者が作成）※健康診断欄は、学校で行った直近の健康診断書の写しでも可
- (2) 奨学生推薦調書（在学校在学が作成）
- (3) 合格証書（大学在学者は在学証明書）
- (4) 関係書類（家計・特別控除関係）
- (5) 同意書

5 稲敷市教育委員会への出願期間

令和7年1月27日（月）～令和7年3月21日（金）

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（郵送不可）

教育政策課へ直接ご持参ください。

第2 添付書類

1 年間収入及び扶養状況の証明書類

◎世帯で収入のある方は、下記の書類を添付してください。

(奨学生願書の家族の年収欄には、収入のある方全員の年収を記入してください。)

(1)

① 給与所得者	令和6年分の源泉徴収票の写し (給与所得の範囲は俸給・給料・賞与も含む賃金・各種年金・傷病手当金・失業給付金・生保扶助費等をいいます。)
② 給与所得者以外	令和6年分の確定申告書(第1表及び第2表)又は住民税申告書の写し

(2) 1人で2つ以上の収入のある場合は、各々の収入を証明する書類

(3) 前年の中途又は当年新たに就職・転職(開業・転業を含む。)した場合は、最新の給与支払い明細書及び年間収入見込み算出表等(出願時現在の月収及び賞与等を考慮の上年収を推算してください。)

※奨学生願書の所得・年収欄には、次の金額を記入してください。

①給与所得者・・・源泉徴収票の「支払金額」

②給与所得者以外(事業所得等)・・・確定申告書又は住民税申告書の「所得金額」

2 特別控除について

推薦基準 別表第3 特別控除額表中の特別控除を受ける場合は、下記の証明書類を添付してください。

	特別な理由	証明書類
1	母子・父子世帯	不要
2	就学者のいる世帯	在学証明書又は学生証の写し(本人及び小・中学生は不要)
3	障害者のいる世帯	障害者手帳写し、医師の診断書等(身体障害者手帳など所持者と同等の障害があることが明らかな方を含む。)
4	長期療養者のいる世帯(出願時に6か月以上療養中または療養が必要な方)	治療費・医薬品費等の領収書等の写し及び年間支出見込算出表(令和6年分)。様式は任意
5	主たる家計支持者が別居している世帯(出願者を扶養する者)	別居していることを証明する書類及び別居のために支出している年間金額を証明する書類(領収書等の写し、集計表)。様式は任意
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(令和4年から出願時まで被害を受けたため2年以上に渡り著しく困窮状態)	日常生活を営むために必要な資材等に被害を受けたことを証明する書類(り災証明書)及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類(保険・損害賠償などによる補填額は除く。)

3 留意事項

(1) 添付書類がない場合は、判定材料を欠くものとして不採用となり、又は特別控除が受けられないことがありますのでご注意ください。

別表第1 所得基準額表

世帯人員	所得基準額表	備 考
1 人	139 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、 12万円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。 ※ 世帯人員とは、出願者の父及び母、又はこれらに 代わって生計を維持する者並びにこれらの者に扶養 されている者（出願者を含む。）に限る。
2 人	198 万円	
3 人	212 万円	
4 人	229 万円	
5 人	239 万円	
6 人	250 万円	
7 人	262 万円	

別表第2 所得金額の算定

(ア) 給与所得の場合

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。」）、扶助料、傷病手当金等含む。の収入金額（源泉徴収表等という支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円以下	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円超781万円以下	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円超	収入金額－408万円＝所得金額

1. 給与所得者が2人以上いる場合は、各人ごとに所得金額を算出する。
2. 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。
3. 収入金額及び所得金額は、万円未満切捨てて適用する。

(イ) 事業所得（営業・農業・林業・漁業・家賃収入など）等の場合

令和6年分確定申告書又は住民税申告書における「所得金額」をそのまま「所得金額」とする。

- (ウ) 所得の種類が複数ある場合は、それぞれの所得金額を合算し算定する。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。

—計算例—

4人家族

父	: 給与所得	年収	540万円	(源泉徴収票の支払金額)
母	: 給与所得	年収	380万円	(源泉徴収票の支払金額)
本人	: 県立高校3年生	自宅通学		
妹	: 公立中学1年生	自宅通学		

① 所得金額 (A) 294万円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{父の所得金額} = 540 \text{万円} \times 0.7 - 174 \text{万円} = 204 \text{万円} \\ \text{母の所得金額} = 380 \text{万円} \times 0.8 - 214 \text{万円} = 90 \text{万円} \end{array} \right.$$

② 特別控除額 (B) 120万円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{本人 (国公立大学進学予定・自宅通学)} \quad 74 \text{万円} \\ \text{妹 (公立中学校在学・自宅通学)} \quad 46 \text{万円} \end{array} \right.$$

③ 認定所得額 (A - B) 174万円

所得基準額 : 229万円 (4人世帯) > 174万円

→ 認定所得額が所得基準額以下であるため、家計基準を満たす。